

介護サービス事業等人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の改正について

1 現行の市条例

- ①指定居宅サービス ②指定介護予防サービス
 ③指定地域密着型サービス ④指定地域密着型介護予防サービス
 ⑤指定介護老人福祉施設 ⑥介護老人保健施設 ⑦指定介護療養型医療施設
 ⑧特別養護老人ホーム ⑨養護老人ホーム ⑩軽費老人ホーム

の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

計 10 条例が対象

**【例】「神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
 (夜勤職員の配置に関する基準)**

第 5 条 夜間及び深夜の時間帯に勤務する従業者のうち 1 人以上は、医師、看護師、准看護師、社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2 第 1 項の適用を受ける者、同法附則第 4 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第 14 条第 1 項の認定を受けた者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

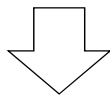
- (1) 入所者の中に、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等を定期的に必要とする者がいない場合
 (2) 夜間及び深夜の時間帯に喀痰吸引等が必要となった場合における対応について定めた計画を作成し、市長と協議した場合
 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、入所者の安全に支障がないものとして、市長が認めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 「社会福祉士及び介護福祉士法」第 48 条の 2 第 1 項
 介護福祉士の資格取得にたん吸引等の教育を追加 (平成 27 年 4 月 1 日施行)
 ○「社会福祉士及び介護福祉士法」附則第 4 条第 1 項
 都道府県知事等が行う研修の課程を終了したと都道府県知事が認定した者
 ○「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」附則第 14 条第 1 項
 現に介護の業務に従事するものであって、(平成 24 年 3 月末までに) 特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能の習得を終えている者は、都道府県知事の認定を受けることができる



2 条例改正 (案)

介護福祉士の資格取得方法の見直しが延期されるため、

第 5 条の規定は、介護福祉士の資格取得方法の改正が施行された翌年の 4 月 1 日から施行する。